

令和8(2026)年度

名古屋大学大学院 法学研究科実務法曹養成専攻

筆記試験問題

公 法 系

2025年10月25日(土) 10:00~12:00

【注意事項】

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけない。
2. 配布物は、この問題冊子(表紙を除いて3枚)、解答用紙(表紙を除いて7枚)、下書き用紙1枚である。
3. 試験開始の指示があったら、はじめにこの問題冊子を確認しなさい。落丁、乱丁、印刷不鮮明の箇所などがあったら、ただちに監督者に申し出なさい。
4. 解答にかかる前に、解答用紙の所定の箇所すべてに受験番号を記入しなさい。解答用紙に氏名を記入してはいけない。
5. 解答は、解答用紙の所定の欄に横書きで、原稿用紙の形式になっている場合には1まずに1字ずつ、記入しなさい(句読点もそれぞれ1字に数える)。
6. 解答用紙を綴ってある針をはずしてはいけない。
7. 試験終了後、指示があるまで退室してはいけない。
8. 解答用紙を持ち帰ってはいけない。その他は持ち帰ってもよい。

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ400字以内で説明しなさい。

- (1) 地方自治法94条の憲法適合性
- (2) 憲法95条の「住民の投票」の対象となる地方自治特別法の定義
- (3) 行政主体が国民に対して義務の履行を求める訴訟の可否

II 次の事案を読んで、後の設問に答えなさい。なお、法令は、2025年10月1日現在において施行されているものによる。

20**年、国家公務員と地方公務員との間で、法令上禁止されている政治的行為に差がありすぎるのはおかしいのではないかとの声が高まり、地方公務員法36条2項が下記資料のように改正された。同時に、同項違反について、新たに罰則が設けられた（改正地方公務員法60条の2。下記資料参照）。

翌年5月、A県の管理職的地位にある職員であるXは、週休日に、自身が一党員として所属する政党Bが作成したパンフレットを配布する目的で、A県C市内にある分譲マンションDの玄関ホールに立ち入り、そこに設置してある集合ポストにパンフレット15通を投函した。Xがパンフレットを投函している間、住民らに見とがめられることはなく、Xは投函を済ませると直ちに無言で玄関ホールを退出した。Xの勤務地は、分譲マンションDのあるA県C市からは遠く離れたA県E市であり、Xの住所もE市内にある。また、パンフレットは、政党Bの政策を広報し、議員任期満了に伴い2ヶ月以内には行なわれるはずの参議院議員通常選挙における政党Bへの支持を訴える目的で作成されたものである。

同年7月、Xは、上記行為が改正地方公務員法36条2項7号および60条の2に当たるとして、起訴された。Xは、弁護士甲に自らの弁護を依頼した。

設問：

- (1) 最高裁判所の判例の趣旨に沿って解釈した場合、改正地方公務員法36条2項7号の憲法適合性はどのように判断されるか。参照すべき判例を必ず挙げた上で論じなさい。
- (2) あなたが弁護士甲であるとして、上記の地方公務員法違反被告事件において、どのような憲法上の主張を行なうか、述べなさい。

【資料】

改正地方公務員法（抄）
（政治的行為の制限）

第 36 条② 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域外において、……第七号……に掲げる政治的行為をすることができる。

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

(罰則)

第 60 条の 2 第 36 条第 2 項に規定する政治的行為の制限に違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に答えなさい。

産業廃棄物の収集運搬業及び処分業を営む X は、Y 県内に産業廃棄物処理施設（以下「本件施設」という。）を設置することを計画し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）15 条 1 項及び 2 項に基づき、Y 県知事に対し、本件施設の設置許可申請（以下「本件申請」という。）をした。本件申請にかかる X の申請書には、記載事項や添付書類にかかる不備はなく、その他法令上の形式的要件に欠けるところはなかった。

本件申請にかかる Y 県の事務担当職員 A は、法令の規定とは独立に Y 県が内規として定める要綱（以下「本件要綱」という。）に基づいて、X に対し、一度申請を取り下げ、本件施設の建設予定地の周辺住民の同意を得るべきことを内容とする指導（以下「本件指導」という。）を行なうとともに、周辺住民の同意書を添付したうえで再度申請をすべき旨を記載した書面を付して、本件申請の申請書を返戻した（以下「本件返戻行為」という。）。

X は、周辺住民の同意が得られる見込みがないため、A に対して、本件指導に協力することはできないと伝えるとともに、ただちに申請書を受け取り、審査を開始するように求めた。しかし、A は、本件施設の設置により公益が著しく害されるおそれがあるため、本件要綱に定める手続を履践させる必要があるとして、申請書を受け取らず、本件指導を継続した。その間、X が周辺住民からの同意を得られないまま、最初の申請書の提出から 1 年が経過した。

なお、本件申請については、行政手続法 6 条に基づく標準処理期間が設定及び公表されており、その期間は 65 日と定められていた（Y 県の過去の同種申請案件においても、申請の処理に 1 年を要するものはなかった。）。また、Y 県では、県の行政機関を対象として、行政手続法第 4 章と同等の規定を置く Y 県行政手続条例（下記資料参照）が制定されている。

設問：

- (1) 本件返戻行為には、行政手続法上、どのような問題があるか。なお、解答にあたっては、廃掃法 15 条 1 項及び 2 項に基づく申請に対し、行政庁が諾否の応答義務を負うことを前

提としなさい。

(2) 次の (ア) 又は (イ) の場合、Xは、行政事件訴訟法に規定されるどのような訴訟を提起すべきか。なお、解答にあたっては、講学上一般に用いられる訴訟類型の名称とその根拠条文を記載すれば足り、理由の記載を要しない。また、複数の訴訟を提起しなければならない場合は、いずれも記載しなさい。

(ア) Xが、Y県知事に対し、許可か不許可かを問わず、申請に対する何らかの処分をしてほしいと考える場合。

(イ) Xが、Y県知事に対し、申請に対する許可処分をしてほしいと考える場合。

(3) Xは、Y県知事の不作为の違法性について、どのような主張をすべきか。また、Y県は「本件指導を継続する必要があるため、申請の処理が長引くことはやむを得ない」旨の反論をすることが考えられるが、これに対してXはどのような反論をすべきか。標準処理期間と本件指導の法的性格を踏まえて、検討しなさい。

【資料】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（産業廃棄物処理施設）

第 15 条① 産業廃棄物処理施設（……）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

……

Y県行政手続条例（抄）

（申請に関連する行政指導）

第 33 条① 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。